

科目Ⅰ

放課後児童健全育成事業の目的 及び制度内容

講師紹介

阿南 健太郎

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
児童健全育成専門官

はじめに

はじめに



- 子育て支援員研修における本科目の位置づけ
 - 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解

科目1 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容

科目2 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等

- 2. 子どもを理解するための基礎知識
- 3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
- 4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
- 5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能

○本講義の目的

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的を理解する。
- 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割を理解する。
- 放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等の内容を理解する。

本
科
目
で
網
羅
す
る
シ
ラ
バ
ス
の
内
容

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的
2. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割
3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針の内容

- 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的**
- 2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
及び放課後児童クラブ運営指針の内容**
- 3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割**

まとめ

1. 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)の目的

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。



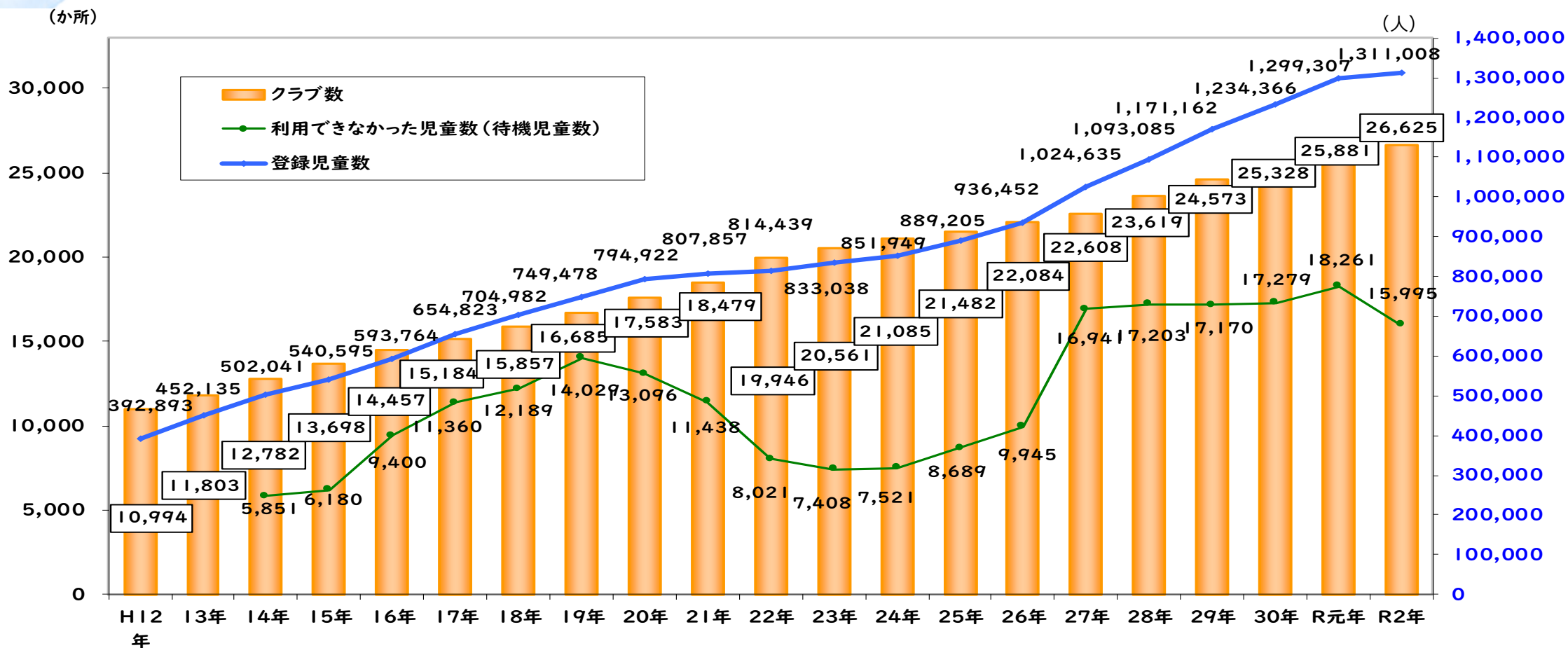
1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的

放課後児童クラブの経緯

- ・昭和30年代初頭から母親の就労の増加に伴って、保護者等による自主運営や市町村の単独事業として広がりを見せた。
- ・放課後児童クラブは、地域の実情に応じて多様な運営によって展開された。
- ・1976（昭和51）年度「都市児童健全育成事業」（旧厚生省）として、留守家庭児童対策や健全育成対策として、国庫補助が開始された。
- ・実施場所や運営形態の多様性を包み込みながら充実されてきた。
- ・1997（平成9）年の児童福祉法改正にて「放課後児童健全育成事業」として法定化された。同時に、社会福祉法上の「第二種社会福祉事業」とされた。
- ・2015（平成27）年度「子ども・子育て支援新制度」施行を契機に、法改正や基準の策定、放課後児童支援員の資格化などが行われた。

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的

放課後児童クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移

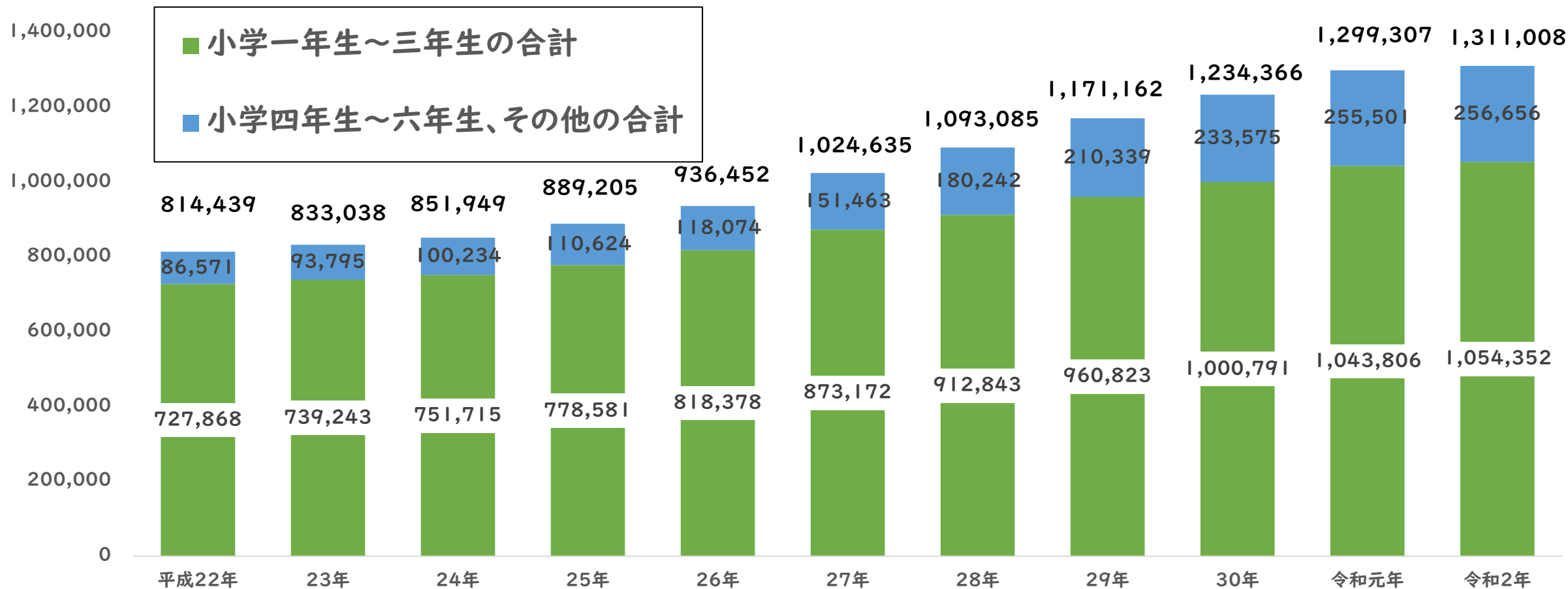


※厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」各年5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在）

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的

登録児童数の推移

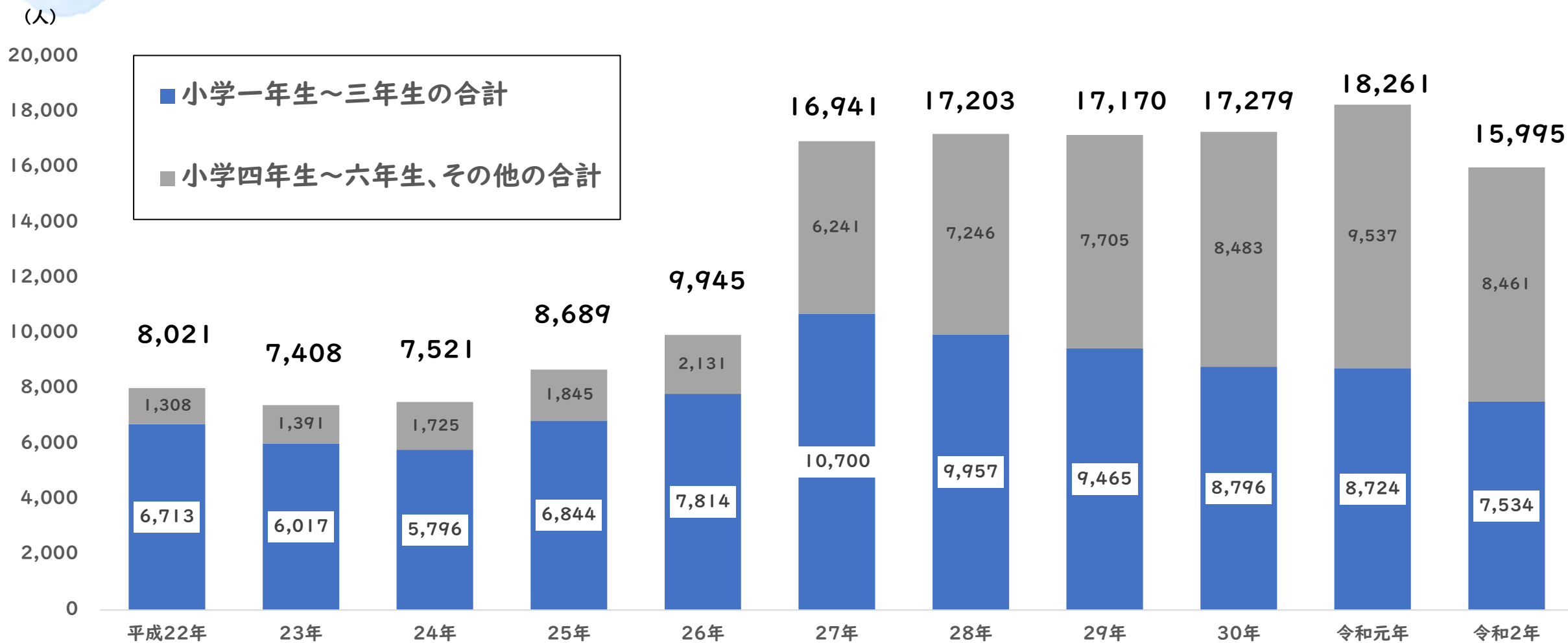
(人)



出典：厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的

利用できなかった児童数（待機児童数）の推移



出典：厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的

放課後児童クラブの設置運営【2020（令和2）年7月1日現在】

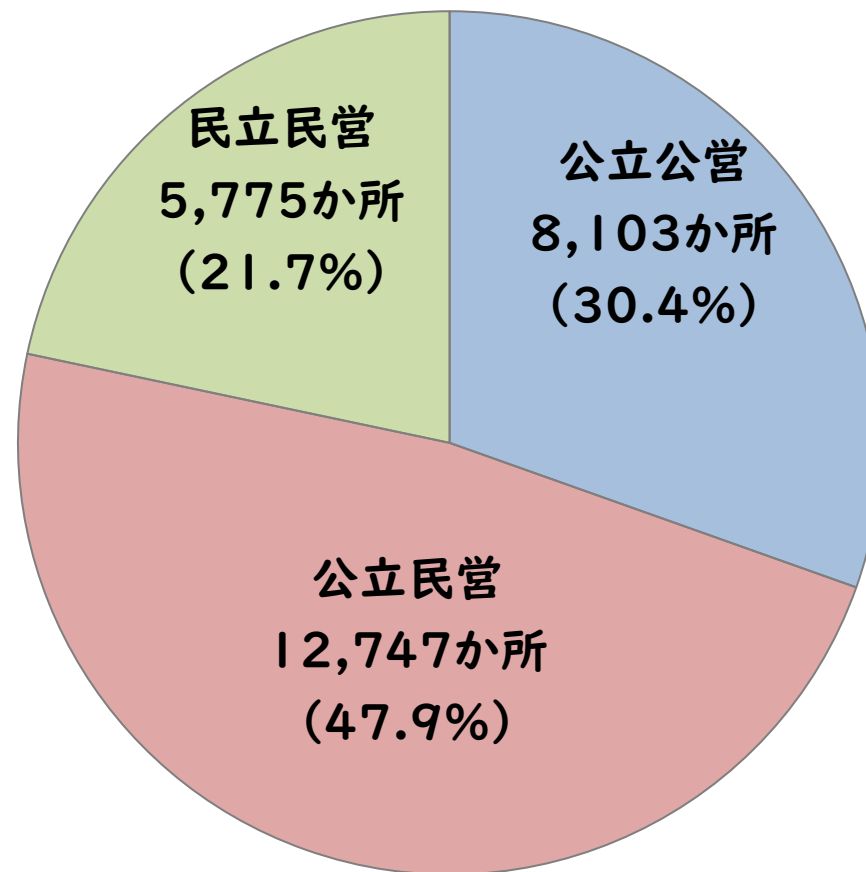
・公立公営（約30%）

・公立民営（約48%）

社会福祉法人	13.8%
NPO法人	6.9%
運営委員会・保護者会	12.7%
その他	14.5%

・私立民営（約22%）

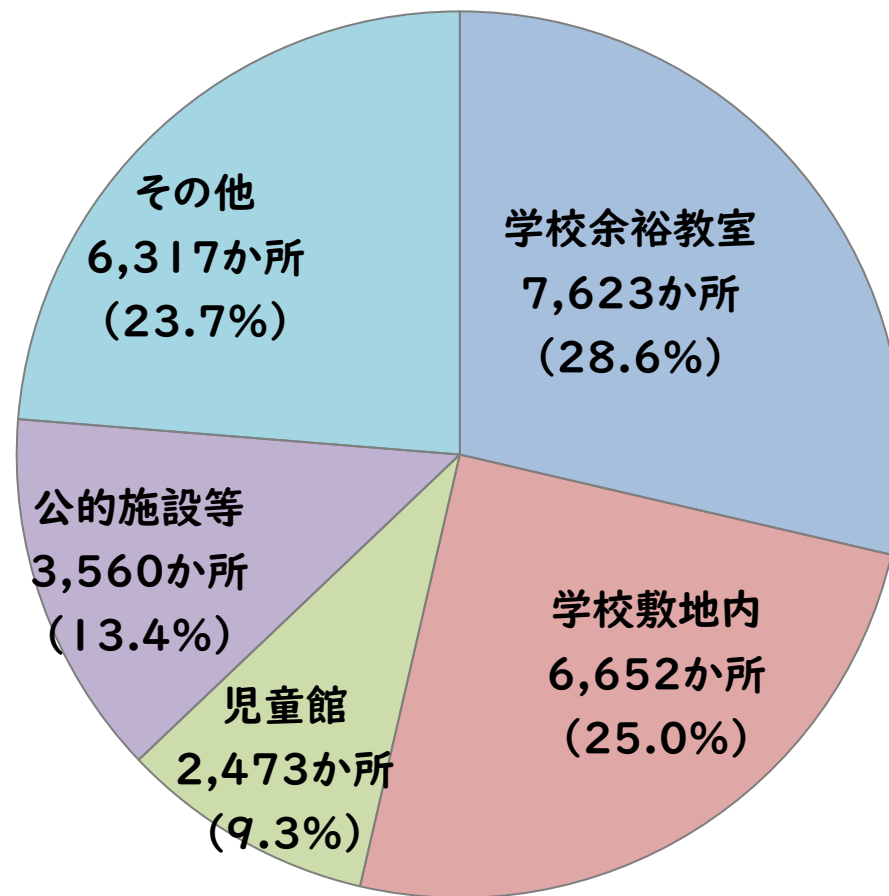
社会福祉法人	6.9%
NPO法人	3.7%
運営委員会・保護者会	5.5%
その他	5.6%



1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的

放課後児童クラブの設置場所の状況 【2020（令和2）年7月1日現在】

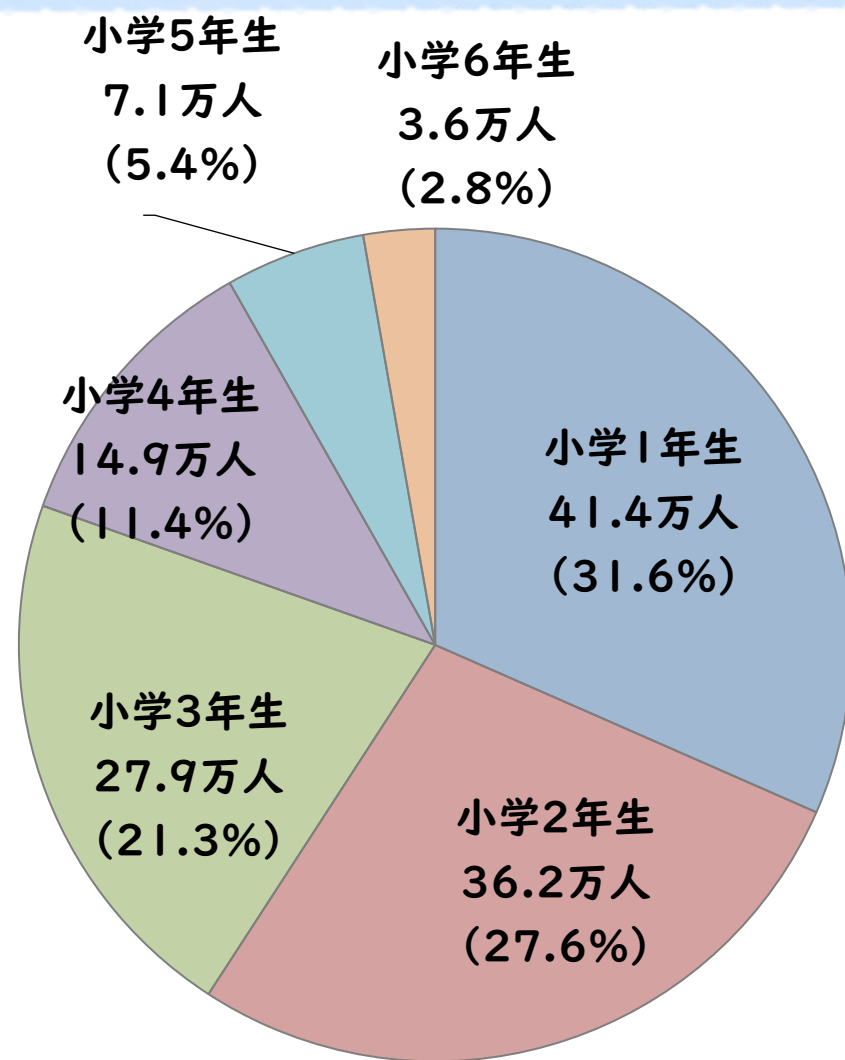
・学校余裕教室と敷地内で約54%



1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的

学年別登録児童数の状況 【2020（令和2）年7月1日現在】

・低学年
（小学1～3年生）が約80%

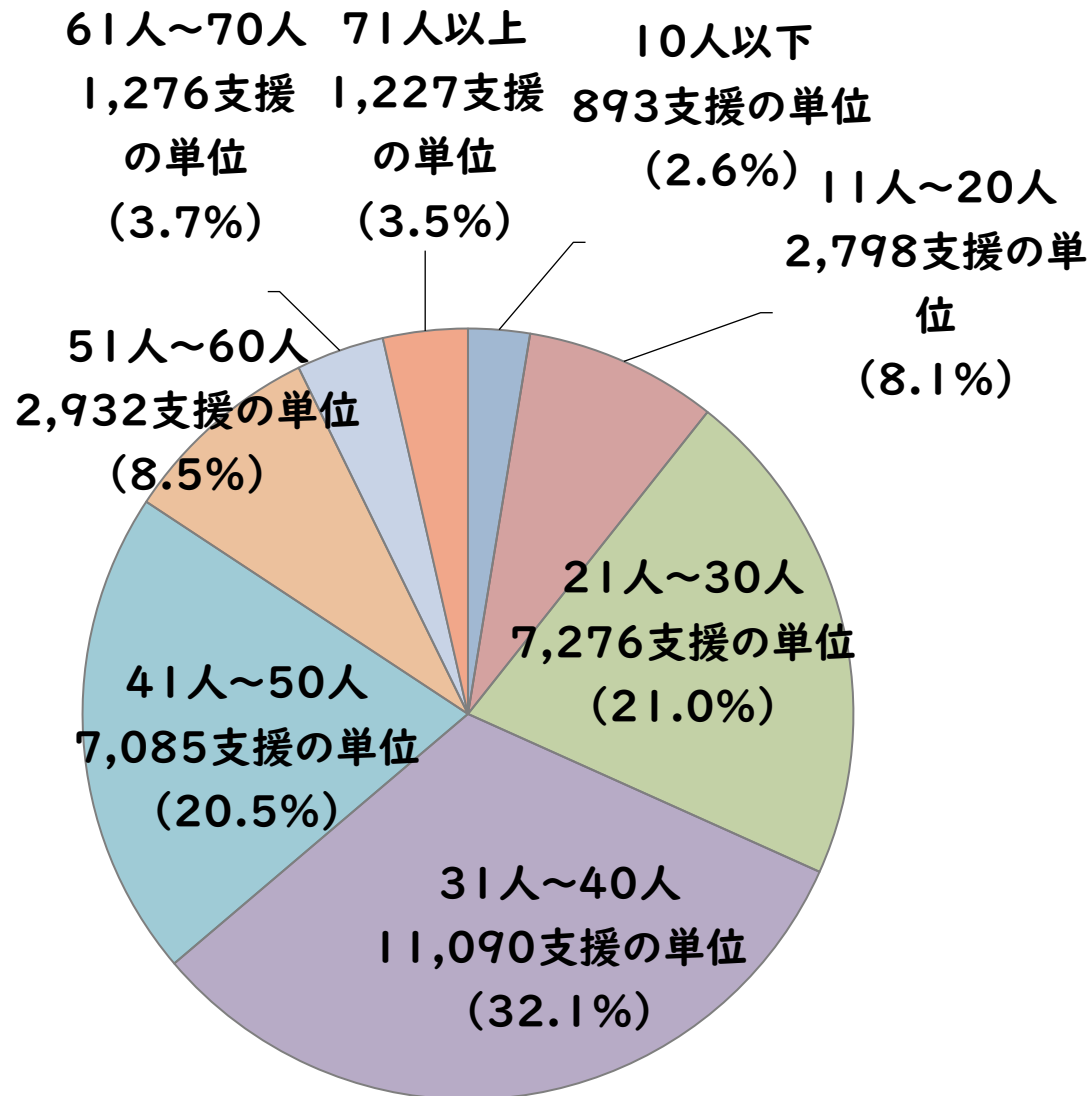


出典：厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的

登録児童数の規模別の状況 【2020（令和2）年7月1日現在】

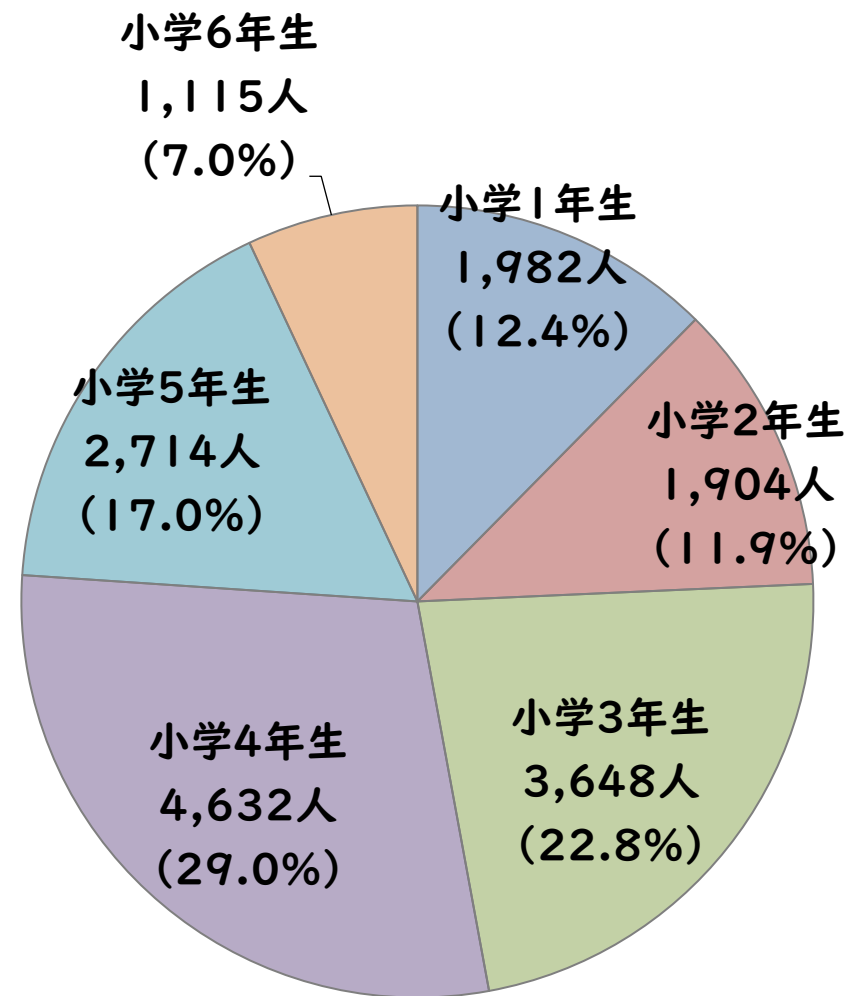
- ・「支援の単位」は集団の規模を示すものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この支援の単位を基本として行う。
- ・40人までの支援の単位が全体の約64%



1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的

利用できなかった児童の学年別状況 【2020（令和2）年7月1日現在】

- ・高学年
（小学4～6年生）が53%



1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第6条の3第2項

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

- ・小学校に就学している＝特別支援学校小学部を含む
- ・労働等＝保護者の疾病や介護・看護、障害を含む
- ・授業の終了後＝学校休業日を含む
- ・児童厚生施設等＝児童福祉法第40条に規定される児童館等

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第5条第1項

放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的

放課後児童クラブ運営指針

第1章 総則

2. 放課後児童健全育成事業の役割

(1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。

本項目のまとめ

- 放課後児童クラブの現状を理解する。
- 放課後児童クラブの目的を「児童福祉法」「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」から理解する。

参考資料

- ・放課後児童健全育成事業実施状況調査（厚生労働省
子育て支援課）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/

- ・厚生労働省（2021）『改訂版放課後児童クラブ運営
指針解説書』フレーベル館. p7-8

科目I

放課後児童健全育成事業の目的 及び制度内容

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的
 2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準及び放課後児童クラブ運営指針の内容
 3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割
- まとめ

2. 放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

放課後児童クラブの経緯

- ・昭和30年代初頭から母親の就労の増加に伴って、保護者等による自主運営や市町村の単独事業として広がりを見せた。
- ・放課後児童クラブは、地域の実情に応じて多様な運営によって展開された。
- ・1976(昭和51)年度「都市児童健全育成事業」(旧厚生省)として、留守家庭児童対策や健全育成対策として、国庫補助が開始された。
- ・実施場所や運営形態の多様性を包み込みながら充実されてきた。
- ・1997(平成9)年の児童福祉法改正にて「放課後児童健全育成事業」として法定化された。同時に、社会福祉法上の「第二種社会福祉事業」とされた。
- ・2015(平成27)年度「子ども・子育て支援新制度」施行を契機に、法改正や基準の策定、放課後児童支援員の資格化などが行われた。

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

放課後児童クラブの経緯

- ・1997(平成9)年の児童福祉法改正にて「放課後児童健全育成事業」として法定化された。
【課題等】・クラブの大規模化、利用できない児童の増加
・開所日数や開所時間に係る一層の多様化
・地域における子どもの安全・安心の確保
- ・2007(平成19)年10月「放課後児童クラブガイドライン」発出
放課後児童クラブをよりよい方向に導く指針としての性格を有するもの
【課題等】・「小1の壁」
- ・2014(平成26)年度「放課後子ども総合プラン」(厚生労働省・文部科学省)
共働き家庭等の「小1の壁」を打破すると共に、次代を担う人材の育成を。
- ・2015(平成27)年度「子ども・子育て支援新制度」施行を契機に、法改正や基準の策定、放課後児童支援員の資格化などが行われた。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

「子ども・子育て支援新制度」のポイント

○新制度は、

- ・待機児童の解消、小1の壁の打破
- ・子育て不安の解消 など、
子どもや子育てを巡る諸課題を解決し、少子化の進行を食い止め、子どもを産み育てやすい社会の実現を目指す。

○消費税率引き上げにより確保する財源を含め、追加の恒久財源を確保し、子育て支援の質、量の両面にわたる拡充を図る。

○新制度の取組は、市町村が中心となって進める。
地域の子育て支援ニーズを把握し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に整備する。

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

「子ども・子育て支援新制度」の概要

市町村主体

子どものための
教育・保育給付

認定こども園・
幼稚園・保育所・
小規模保育等に
係る共通の
財政支援

子育てのための
施設等利用給付

新制度の対象と
ならない幼稚園、
認可外保育施設、
預かり保育等の
利用に係る支援

地域子ども・子育て
支援事業

地域の実情に応じた
子育て支援

★放課後児童
健全育成事業
ほか

国主体

仕事・子育て
両立支援事業

仕事と子育て
の
両立支援

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

子ども・子育て支援新制度施行に当たっての変更点

	新制度施行前	新制度施行後
対象児童 (児童福祉法 第6条の3第2項)	おおむね10歳未満の 小学生	小学生
設備及び運営 の基準 (児童福祉法 第34条の8の2)	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で 条例を制定
市町村の関与 (児童福祉法 第34条の8第2項)	開始後1ヶ月以内に事 後の届け出など [届出先:都道府県]	事業開始前の事前の届出など [届出先:市町村]

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

	新制度施行前	新制度施行後
市町村の情報収集 (児童福祉法 第21条の11)	子育て支援事業に関し、 必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報 の収集及び提供
事業実施の促進 (児童福祉法 第56条の7第2項)	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室 など)の貸付け等による事業の促進
計画等 (子ども・子育て支援法 第61条)	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村行動計画」の策定 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

◎放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村条例

放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった。

児童福祉法 第34条8の2

市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(平成26年厚生労働省令第63号)

***社会保障審議会児童部会
放課後児童クラブの基準に関する専門委員会にて検討**

【趣旨(第1条)】

- ・市町村が条例を定めるに当たっての参酌すべき基準
- ・利用児童が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障
- ・厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努める

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

第1条 趣旨

第2条 最低基準の目的

第3条 最低基準の向上

第4条 最低基準と放課後児童健全育成事業者

第5条 放課後児童健全育成事業の一般原則

第6条 放課後児童健全育成事業者と非常災害対策

第7条 放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等

第9条 設備の基準

第10条 職員

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

- 第11条 利用者を平等に取り扱う原則
- 第12条 虐待等の禁止
- 第13条 衛生管理等
- 第14条 運営規程
- 第15条 放課後児童健全育成事業者が備える帳簿
- 第16条 秘密保持等
- 第17条 苦情への対応
- 第18条 開所時間及び日数
- 第19条 保護者との連絡
- 第20条 関係機関との連携
- 第21条 事故発生時の対応

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

設備（第9条）

- ・専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

開所日数/時間（第18条）

- ・原則1年につき250日以上
- ・土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→原則1日につき8時間以上
- ・平日（小学校授業の休業日以外の日） →原則1日につき3時間以上

※その地方における保護者や学校の状況等を考慮して事業を行う者が定める

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

児童の集団の規模（第10条）

- ・一つの「支援の単位」を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

職員（第10条）

- ・放課後児童支援員（※）を、支援の単位ごとに2人以上配置
（うち1人を除き、補助員の代替可）

※保育士、社会福祉士等であって、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

放課後児童クラブ運営指針の位置づけ

- 市町村は、省令で定める基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要。
- このため、「放課後児童クラブガイドライン」（2007（平成19）年策定）を見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針」を策定した。

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

放課後児童クラブ運営指針策定の3つの視点

- ①運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様」としての性格を明確化
- ②子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で整理
- ③子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」と「放課後児童クラブ運営指針」を活用し、一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

放課後児童クラブ運営指針の4つのポイント

①放課後児童クラブの特性である

「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、
その育成支援の基本的な考え方等を新たに記載

⇒放課後児童支援員だけではなく、補助員（子育て支援員）も行う

②児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行う際の配慮すべき事項等を新たに記載

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

放課後児童クラブ運営指針の4つのポイント

- ③放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たっての考え方や留意すべき点なども加味して、新たに記載。
- ④運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する事など、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、新たに記載。

※運営主体：放課後児童健全育成事業の運営をおこなう自治体や法人

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

○第1章 総則

－指針の趣旨、育成支援の基本的な考え方など

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

○第2章 事業の対象となる子どもの発達

－児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

- 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容
 - －育成支援を行うに当たっての援助の具体的な方法等
 - 1. 育成支援の内容
 - 2. 障害のある子どもへの対応
 - 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
 - 4. 保護者との連携
 - 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

○第4章 放課後児童クラブの運営

－「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

○第5章 学校及び地域との関係

－連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

○第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

－「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づく
施設及び設備の環境整備等

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

○第7章 職場倫理及び事業内容の向上

－運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚等

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

放課後児童クラブ運営指針解説書の特徴

- ①できるだけ簡潔に、運営指針本文の説明や、育成支援を行う際の考え方や留意点の補足説明、取組の参考になる関連事項等の紹介を行うように作成。

1. 趣旨

(1) この運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定める。

運営指針の法令上の根拠及び規定する範囲を示しています。運営指針は、基準に基づいて作成しており、その規定する範囲は、「放課後児童クラブにおける、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援の内容に関する事項及びこれに関連する事項」としています。具体的な内容は、第2章以降に示しています。そして、放課後児童クラブにおける子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援を「育成支援」と定めています。

運営指針
本文

解説

- ②育成支援について、放課後児童クラブの自主性、創造性が尊重されるように、内容の解説や育成支援を行う上での留意点等の方向性を示す記述としている。
- ③根拠となる法令・通知等を<関連法令・通知等>、理解を深めるための参考となる資料等を<参考情報>、各クラブの育成支援にいかしていくためのヒントとなる実践の具体例等を<コラム>として紹介。

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

放課後児童クラブ運営指針解説書の文末表現

水準	表現	説明
必須	必要です 必要があります 必要になります 必要なことです しなければなりません	<ul style="list-style-type: none">・法令、基準にあること・指針で必須の記述になっていること・安全や危機管理に関すること等、すべての放課後児童クラブにおいて必ず実施することが求められること
努力	求められます 努めなければなりません 努める必要があります	<ul style="list-style-type: none">・放課後児童クラブにおいて可能な限り実施することが求められること
尊重	大切です 重要です	<ul style="list-style-type: none">・実施に当たって大事なこととして尊重することが求められること
	望まれます 期待されます	<ul style="list-style-type: none">・可能であれば実施が期待されること
選択	考えられます	<ul style="list-style-type: none">・実施に当たって取組の選択肢として考えられること

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

放課後児童クラブ運営指針と研修の連動について

- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、支援の単位に、有資格者である放課後児童支援員を2人以上配置する（ただしその1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）こととされている。

- 放課後児童支援員の研修カリキュラムは、6分野、16科目、24時間が設定されている。
 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
 2. 子どもを理解するための基礎知識
 3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
 4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
 5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
 6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

放課後児童クラブ運営指針と研修の連動について

- 補助員は子育て支援員（専門研修 放課後児童コース）研修を修了していることが望ましく、基本研修8科目、8時間に加えて、専門研修5分野、6科目、9時間が設定されている。【合計14科目、17時間】
 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
 - ①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ②放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割
 2. 子どもを理解するための基礎知識
 - ③子どもの発達理解と児童期（6歳～12歳）の生活と発達
 3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
 - ④子どもの生活と遊びの理解と支援
 4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
 - ⑤子どもの生活面における対応等
 5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能
 - ⑥放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

放課後児童クラブ運営指針と研修の連動について

- 研修の科目構成は、放課後児童クラブ運営指針に準拠し、
「放課後児童支援員認定資格研修」ならびに
「子育て支援員研修専門研修放課後児童コース」
と連動することにより、
「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」ならびに
「放課後児童クラブ運営指針」
の浸透を目指している。

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

放課後児童支援員数及び認定資格研修修了者の人数の推移

(人)

	2015 (平成27)年 5月1日	2016 (平成28)年 5月1日	2017 (平成29)年 5月1日	2018 (平成30)年 5月1日	2019 (令和元)年 5月1日	2020 (令和2)年 7月1日
放課後児童 支援員等※	79,946	83,471	86,829	90,769	98,905	95,871
認定資格研 修修了者	-	16,128	34,220	53,132	70,479	86,677

※2019(令和元)年5月1日までの放課後児童支援員には、
経過措置により認定資格研修未修了者も含む。

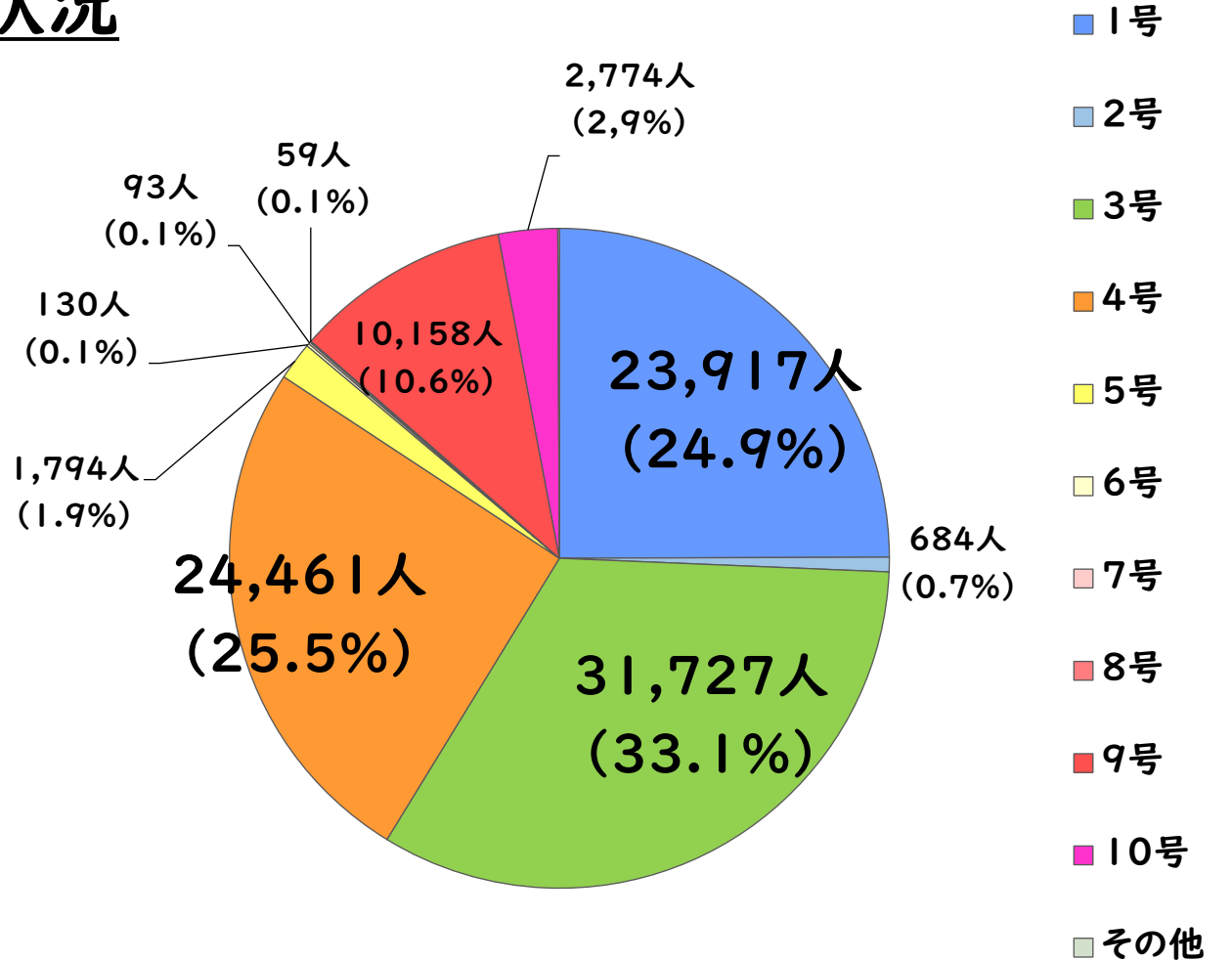
2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

放課後児童支援員の基礎資格の状況

【2020（令和2）年7月1日現在】

- ・第3号 高等学校卒業者であり、2年以上児童福祉事業に従事した者（33.1%）
- ・第4号 教育免許状を有する者（25.5%）
- ・第1号 保育士の資格を有する者（24.9%）

で8割を超える。



2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

常勤職員・常勤以外の職員数の推移

(人)

	2015 (平成27) 年 5月1日	2016 (平成28) 年 5月1日	2017 (平成29) 年 5月1日	2018 (平成30) 年 5月1日	2019 (令和元)年 5月1日	2020 (令和2)年 7月1日
常勤職員	30,405	32,479	35,632	36,220	51,105	59,556
常勤以外の職員	82,910	89,740	95,704	107,449	102,309	106,169
合計	113,315	122,219	131,336	143,669	153,414	165,725

本項目のまとめ

- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準策定の経緯
- 市町村条例との関係
- 基準の趣旨
- 基準の構成と主な内容

- 放課後児童クラブ運営指針の位置づけ
- 指針策定の際の視点、ポイント
- 指針の構成
- 指針解説書について

- 研修との連動について

参考資料

- ・放課後児童健全育成事業実施状況調査（厚生労働省
子育て支援課）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/

- ・厚生労働省（2021）『改訂版放課後児童クラブ運営
指針解説書』フレーベル館. p9-18

科目I

放課後児童健全育成事業の目的 及び制度内容

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的
2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準及び放課後児童クラブ運営指針の内容
3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割

まとめ

3. 放課後児童健全育成事業の 一般原則とその役割

3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割

- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)における「放課後児童健全育成事業」
- 社会福祉法(昭和26年法律第45号)における「第二種社会福祉事業」
- 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)における「地域子ども・子育て支援事業」
- 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」
(平成26年厚生労働省令第63号)
- 「放課後児童クラブ運営指針」
(平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割

(1) 一般原則 ① 支援の目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割

(1) 一般原則 ②人権への配慮・人格の尊重

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

第5条第2項 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

放課後児童クラブ運営指針

第1章2(2) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。

⇒子どもの立場に立ち、将来的・長期的視点で最大限の権利保障する観点から放課後児童クラブの果たすべき役割を考える必要

3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割

(1) 一般原則 ③地域社会との交流・連携、運営内容の説明責任

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

第5条第3項 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

放課後児童クラブ運営指針

第1章3(4)④ 放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割

(1) 一般原則 ④運営内容の自己評価と公表

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

第5条第4項 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割

(1) 一般原則 ④運営内容の自己評価と公表

放課後児童クラブ運営指針

第7章3(3) 運営内容の評価と改善

- 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

⇒運営の透明性、更なる質の向上を目指す取組

3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割

(1) 一般原則 ⑤放課後児童クラブを行う場所への配慮

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

第5条第5項

放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

放課後児童クラブ運営指針

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

⇒子どもの遊びと生活を支援する場として適切な場の確保

3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割

(2) 放課後児童クラブの役割

放課後児童クラブ運営指針

第1章 総則 2. 放課後児童健全育成事業の役割

(1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項に基づき、小学校(以下「学校」という。)に就学している子ども(特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。)であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後(以下「放課後」という。)に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。

3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割

(2) 放課後児童クラブの役割

放課後児童クラブ運営指針

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容

(1) 放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。

3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割

(2) 放課後児童クラブの役割

放課後児童クラブ運営指針

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容

(2) 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達と一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。

3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割

(2) 放課後児童クラブの役割

放課後児童クラブ運営指針

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容

(3) 子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。

3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割

(2) 放課後児童クラブの役割

放課後児童クラブ運営指針

第1章総則 2. 放課後児童健全育成事業の役割

(3) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

本項目のまとめ

- 放課後児童クラブの位置づけの再確認
- 放課後児童健全育成事業の一般原則の確認
 - ・支援の目的
 - ・人権への配慮、人格の尊重
 - ・地域社会との交流・連携、
運営内容の説明責任
 - ・運営内容の自己評価と公表
 - ・放課後児童クラブを行う場所への配慮
- 放課後児童クラブの役割の確認

参考資料

- 厚生労働省(2021)『改訂版放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館
- 放課後児童支援員認定資格研修教材編集委員会(2020)『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材(第2版)』中央法規

科目I

放課後児童健全育成事業の目的 及び制度内容

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的
2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準及び放課後児童クラブ運営指針の内容
3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割

まとめ

まとめ

まとめ

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的

○放課後児童クラブの現状を理解する。

⇒放課後児童クラブは多様な運営形態等が見られる。

○放課後児童クラブの目的を見童福祉法ならびに放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準から理解する。

⇒「遊び及び生活の支援」「子どもの健全な育成」

まとめ

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 及び放課後児童クラブ運営指針の内容

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の
内容

○放課後児童クラブ運営指針の内容

育成支援＝子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援

○研修との連動について

3. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割

○放課後児童健全育成事業の一般原則の確認

○放課後児童クラブの役割の確認